

## 第6回府中市文化センターあり方検討協議会 会議録

- 日 時 平成25年11月12日（火）午前10時～正午
- 会 場 府中市役所北庁舎3階第6会議室
- 出席者 (委員)  
藤江会長、志水副会長、石坂委員、小島委員、小林委員、高木委員、  
隆委員、田中委員、谷委員、玉田委員、奈良崎委員、土方委員、  
宮山委員、米村委員  
(事務局)  
中川市民協働推進本部長、村越市民活動支援課長、岩田市民活動支援  
課長補佐、板橋市民協働推進担当副主幹、山元地域コミュニティ係長、  
三浦中央文化センター所長、土橋武蔵台文化センター所長、中川住吉  
文化センター所長、望月事務職員
- 欠席者 丸山委員
- 議 事
- 1 開会
  - 2 視察報告について
  - 3 グループディスカッション
  - 4 その他
- 資 料
- 1 高松市報告書
  - 2 砂川市・小樽市報告書
  - 3 秋田市報告書
  - 4 グループディスカッションについて

## 1 開会

(会 長) 定刻になりましたので、第6回府中市文化センターあり方検討協議会を開会いたします。

まず、事務局の方から本日の委員の出席状況などについて、報告をお願いします。

(事務局) 本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただき、ありがとうございます。それでは、事務局から何点かご報告を申し上げます。

まず、本日の出席状況でございますが、丸山委員から欠席とのご連絡をいただいております。定数15名中14人の委員の皆様に出席をいただいております。したがって、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立していることを併せてご報告します。

次に資料の確認をさせていただきます。

(※事務局より資料の確認)

(会 長) それでは、議事を進めます。前回10月15日に実施した第5回目の協議会の議事録につきましては、事前にご確認いただいておりますが、修正等でお気づきになることはございますか。よろしいでしょうか。

(※「異議なし」の声あり)

(会 長) それでは、第5回協議会議事録として確定し、あわせて議事録及び資料を、市役所3階情報公開室、中央図書館、ホームページ等で公開することといたします。

## 2 視察報告について

(会 長) それでは、これより議題に入りたいと思います。本日は、先進市に視察に行った3人の文化センター所長に来ていただいております。中央文化センターの三浦所長、武蔵台文化センターの土橋所長、住吉文化センターの中川所長です。

それでは、2議題の(1)、「視察報告について」を事務局からお願いします。

(事務局) それでは、ただ今から各所長による視察報告をさせていただきます。報

告は一人ずつ行い、その都度、質疑応答を行いたいと考えております。また、詳細は後ほどご説明いたしますが、2議題の(2)で予定しておりますグループディスカッションでもこの報告を踏まえたうえでのご議論をお願いする予定でございますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、まず、各所長の報告の前に、参考資料をご覧ください。府中市とは規模や土地がらが違いますが、それを踏まえてお聞きになってください。報告の順番は、高松市、砂川市・小樽市、秋田市の順です。それでは、高松市の視察報告を行います。

(事務局) 住吉文化センター所長の中川と申します。私からは、「高松市」の視察報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。資料1を閲覧になりながら、お聞きください。

現在の府中市における文化センターの事業については、圏域の自治会や老人会、婦人会、自主グループ等で組織されたコミュニティ協議会に委託をし、実施・運営を行っております。本市と同様に地域でコミュニティ協議会を組織し、その協議会にコミュニティセンター自体の管理・運営、各種行事の実施等を指定管理者制度を用いて行っている高松市の取り組み体制や経緯等を参考とし、検討材料の一部にすることを目的として、高松市に視察場所を決めました。

さらに、実際に指定管理者として活動を行っているコミュニティ協議会及びコミュニティセンターにおける設備や現在の問題点など生の声を聞くために、3ヶ所のコミュニティセンターを視察いたしました。

まずは、高松市市民政策部地域政策課をおとずれ、経緯をお聞きしました。平成14年度、高松市連合自治会連絡協議会から地域コミュニティ構築に向け、地区公民館を地域コミュニティの活動拠点として位置付けること等の要望書が提出されました。平成19年からコミュニティセンターの管理運営を指定管理者制度に移行し、高松市においては、コミュニティ協議会設立からコミュニティセンター化まで、管理運営は地域で行うという方針があったため、指定管理者制度に移行する際は、地域コミュニティ協議会を非公募で選定しました。約5年の歳月を経て実施しています。

そのコミュニティ協議会の構成員は、学校区住民全員です。つまり、高

松市市民全員が構成員です。現在51のコミュニティセンターが存在し、44のコミュニティ協議会の会長で、コミュニティ協議会連絡会を組織し、各コミュニティ協議会のまとめ役や市役所とのパイプ役を担っています。

コミュニティセンターの職員は各センターに、センター長1名及び主任1名の配置が義務づけられています。また、スタッフ（臨時職員）を配置することもできますが、これは各センターに配分されている指定管理料の中で、センターや行事の規模等を勘案して独自に何名配置しても可能です。センター長及び主任については、地域コミュニティ協議会による公募採用です。現在、10ヶ所程度のセンター所長は市役所職員の退職者です。地区公民館からコミュニティセンターに移行の際、ほとんどのセンターは、公民館の主任であった女性職員がセンター長となったようですが、大多数が辞め、別のセンター長が任命されています。中には今まで4回もセンター長が変わったセンターもあり、今後、センター長の選考について施設管理や行事運営を的確に行える人材の確保が検討事項となっています。

指定管理料は、全センター規模に関わらず、一律900万円となっています。事業費等の割り振りは、各コミュニティ協議会やセンターで各々決定、行政は全く口を出さないこととしているそうです。

各地域コミュニティ協議会では、条例に反しない範囲での自主財源確保を認め、各種行事への補てんやセンター独自の備品購入などにあてています。自主財源確保の方法については、各コミュニティ協議会で様々な方法をとっていますが、例としまして、施設利用の有料化、備品使用の有料化、広報紙に地域から、広告を募り、広告料を設定。自治会とは別に一世帯500円の負担金の徴収等があります。

指定管理者制度導入の背景として、高松市連合自治会連絡協議会からの要望をもとに、地域みずからのまちづくり活動の拠点施設をつくり、住民と行政との協働を推進し、住民サービスの向上を目指しました。それは、経費削減の観点から制度を導入したものではなく、実際に経費削減は微々たるもので、地区公民館の正規職員分の人件費が嘱託職員分の経費になった差額分くらいとのことだそうです。また、災害時、各センターが一次避

難所になっているため、地域での防災意識を高めることを目的としています。

コミュニティセンターの指定管理者導入時には、広報誌やホームページで行いました。市主導の住民説明会は行わず、各コミュニティ協議会からの要請があれば個別に説明を行ったとのこと。なお、対外的に説明を行った職員は担当主幹1人のみで、数人の職員が市役所内において事務を行っていたとのこと。

市と指定管理者との情報共有としては、月に一回、センター長会があり、そこに行政の担当者も出席しています。

指定管理者制度への移行に伴うメリットとしては、地域コミュニティ協議会において、行政に頼らない地域独自のまちづくり活動が活発化したことと、コミュニティセンターがそのまちづくり活動の拠点施設として十分に活用されるようになったことです。

デメリットとしましては、地域コミュニティ協議会事務局としての事務か、コミュニティセンターの施設管理事務かの線引きが不明確になってしまっているとのこと。

施設管理に係る委託は、全館共通しているもの（清掃・点検等）についてはコミュニティ協議会連絡会で一括で委託契約を結びます。但し、清掃業務については、通常のコムニティセンター清掃は部屋利用者とセンター職員が行い、共用部分（トイレ等）はセンター職員が行うため、特殊清掃（ワックス等）のみが委託の対象となっています。

今後の課題といたしましては、指定管理者制度の周知がまだ徹底されていないため、一部の地域住民からは、今でも市の職員がコミュニティセンターの職員を兼ねていると思われることもあるそうです。また、市役所全体の周知も不十分なため、他の部署から様々な依頼が地区公民館の感覚で簡単に行われ、度々トラブルとなることがあるそうです。基本的には市は口を出さず地域で主体的な活動をお願いしていますが、他の部署の認識不足で行政主導の活動としてとらえ、口を挟んで来る事が、多々あるそうです。地域住民への周知もさることながら、市職員の意識改革も必要と

なっています。

続いて各コミュニティセンターの視察報告です。栗林コミュニティセンターの取組としては、施設の貸し出しを原則有料とし、備品も有料、部屋に備え付けられている空調機も有料としています。地域に配布するセンターの広報誌に民間広告を募り、年間100万円程度の広告料収入もあります。

続いて視察に行つてまいりました、一ノ宮コミュニティセンターでは、出張所を併設しています。業務は住民票、戸籍謄本、印鑑証明、税証明の発行業務を行っている。よつて、センター長の他に出張所所長が在籍しています。施設の貸し出しは、ここは原則無料です。但し、年間計画を提出し、その計画に則つて活動している団体に限ります。定期的に利用しない団体は、その都度料金を徴収しているそうです。備品は有料とし、部屋に備え付けられている空調機も有料としています。また、利用団体から年に1回「運営協力金」を徴収しています。また、自治会費の他、1世帯500円の負担金を徴収しています。広報誌が2種類あり、それぞれ広告料を徴収しています。広報誌は自治会加入者には無料で配布し、一般で広報誌を欲しいと言う方には、センターで1部20円で販売しています。一ノ宮コミュニティセンターの独自事業としましては、住民の防災意識を高めるため、防災備品を蓄えています。災害が発生してから地域住民が3日間は生活出来るよう備蓄しているそうです。この備蓄に関してほとんどはコミュニティ協議会とセンターで購入したものです。また、地域の防災施設もコミュニティセンターの敷地内に移転しました。防災訓練も今までは学校区で行っていましたが、コミュニティ協議会で行うこととしました。約800人の参加があるとのこと。青色パトロール車もコミュニティ協議会で独自に購入し、毎日15時から、コミュニティ協議会のメンバー3人が乗車し、子供たちの安全な下校の手助けをしています。青色パトロール車の維持管理費もコミュニティ協議会からの寄付金で賄っているそうです。その他に小学校の部活動の支援、高齢者支援事業も行っており、コミュニティ協議会は65歳以上、市は75歳以上の高齢世帯の把握を行い、

それぞれの情報を集約しセンターへ登録しています。登録情報はセンター独自のパソコンに地図情報と共に入力し、常時鍵のかかったキャビネットに保管しているそうです。登録者には、A4サイズの「あんしんカード」を渡し、寝室の分かりやすい場所（ベッドサイド等）にぶら下げてもらう工夫をしています。災害時に役立ててもらえる内容が記載してあります。ここで把握した高齢世帯について、センターで行われるイベントの案内を送付したり、センターの存在を知ってもらうとともに、地域住民との交流の場を積極的に作っているそうです。

最後に視察を行った庵治コミュニティセンターは高松市の中ではかなり大きな施設で、3階建ての建物です。3階部分は全て武道場となっています。スタッフの方に伺ったところ、すべて隣の中学校に貸しているとのことで、高松市との合併前は本センターは庵治町役場であり、その時から3階部分については中学校の武道場であったとのこと。よって、コミュニティセンターとしての機能は、2階までとなっています。

以上、視察報告でございますが、コミュニティ協議会の構成員が高松市市民全員であること。自治会費の他に年一世帯500円の負担金を徴収している点、自主財源の確保のアイデア、そして自主防災の意識の高さ、さらに、多数の市民が指定管理者制度を把握している事には驚きました。

高松市の報告につきましては以上でございます。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました高松市の視察報告について、ご質問はございますか。

(委員) センターごとに年会費500円徴収しているということですが、全員から徴収しているのか、希望者のみなのか、またどのような徴収方法をとっているのでしょうか？

(事務局) 基本的には自治会長にお願いをして、会費を徴収していただいています。徴収ができない世帯もあるそうで、そこは今後の課題というところでお話を受けました。

(委員) 会費を払わないと利用できないのでしょうか。

(事務局) 基本的には利用するときには使用料を払っています。一ノ宮コミュニティセンターについては原則無料としておりますので、払っていない方がご来館された際にはお金をいただく形になっているようです。ただ現状として会費を払わない方というのはセンターを利用しない方が多いようなので、そういった事例はあまりないようです。

(委員) 払っている人は確認できるのですか。

(事務局) 名前を確認しているわけではないので、正直確認しきれているわけではありません。

(委員) 一ノ宮コミュニティセンターはどのくらいの利用率があるのですか。また、自治会加入率はおおまかにどれくらいですか。

(事務局) 今すぐには数字が出てこないのですが、次回までの宿題とさせていただきます。

(委員) 新町の場合ですと、集合住宅の方が高いイメージがあるのですが、マンションの管理組合などでマンション単位で自治会費を徴収しているかと思います。それに加えて会費としてコミュニティ協議会で徴収することが出来るのですか。

(事務局) 一ノ宮は比較的住宅街にあるセンターで、まわりにアパートのようなものがあまりなく、一戸建てが多い地域です。

(委員) センター所長が頻繁に変わることでコミ協の運営などへの支障はないのでしょうか。

(事務局) 指定管理者制度を導入した当時は、各地区公民館時代をよく知っている職員がそのまま引き継いだ方がスムーズに指定管理者制度導入後のコミュニティセンターを運営できるだろうということで、地区公民館時代に主任だった方がセンター所長になりました。しかし、市が直営で運営したときと比べると、勤務する職員も全て指定管理者が決めなくてはならない、財源の確保も各コミュニティセンターでやらなければならないといった経営者的なスキルの方が多く要求されます。市直営でのセンターの維持管理、運営はすることができても、指定管理者制度を導入すれば、それに伴う財源確保、アイデアの創出、人員確保が必要になるといった部分で、



地区公民館時代に管理していた職員では運営が難しくセンター長が頻繁に変わってしまうということがありました。

市が募集してある程度の経営管理能力がある方がセンター所長を務めたほうが順調に運営できていると思います。視察して感じたのはコミュニティセンターによってすごく格差があることです。リフォームや改築をして綺麗なセンターもあれば、現状維持がやっとなという印象のセンターもありました。指定管理料は市から一律900万円もらっていて、それとは別に広報などでの広告料をとっているセンターもあれば、会費500円を徴収しているセンターもあるなど財源確保の部分で格差が出ているのが現状みたいです。

(委員) 実際にコミュニティ協議会を運営なさっている方の年齢層はどのくらいの方がなさっているのですか。

(事務局) センター所長は60歳以上の現役を退いている方がなさっています。定年制を取り入れているようで、センター所長は75歳までというルールがあります。

(会長) それでは、続いて砂川市及び小樽市の視察報告について、事務局からお願いします。

(事務局) 中央文化センター所長の三浦と申します。私からは「砂川市及び小樽市」の視察報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。資料2をご覧ください。資料2をご覧ください。

指定管理者制度導入の可否について検討をするにあたり、指定管理者制度導入先進市を視察し、導入の経緯、導入までのプロセス等を調査し今後の検討に反映することを目的とし、視察に行ってきました。

視察先の選定に際しましては、文化センターと同様な、複合施設に対し導入をした施設の視察を行い、現状の運営等も視察してきました。

まずは、砂川市の場合、指定管理者制度導入の背景として、市の多くの施設が、老朽化による建て替えに迫られており、市立病院・市民会館・青少年会館・特別養護老人ホームが建て替えの対象でした。その中で、最初に建て替えに着手したのが、市立病院でした。その際に、市民会館・青少

年会館・特別擁護老人ホームが近隣にあり、病院建て替えの為に、その3つの施設を他の場所に移すことが考えられていました。

砂川市に限らず、地方都市の過疎化、生活拠点の分散化は大きな問題であり、特に砂川市は、駅を拠点に、西側に市役所・病院・商店街、東側に居住地区があり、線路により分断されていました。その点からも、生活拠点を集中させるためには駅周辺の開発を行い、線路に分断されない街づくりに着手し、そこで、その開発の中心となるために、地域交流センターの建設を進める事となり、建物のコンセプトである、「市民と行政が共に作りあげ市民が運営に携わる」言わば「協働」を達成する為、指定管理者制度の活用が、的確と判断し、開設当初より導入することを決定しました。

建設に向け、「市民と行政が共に作りあげ市民が運営に携わる」をコンセプトに、出来るだけ市民の声を反映させる為に、利活用懇談会を開催し、意見交換会を実施しました。それと平行し、施設完成後に運営に関わっていく市民を対象に「市民ワーキング」を専門家招致によりディスカッション方式で実施し、知識を深めていきました。そうした中で、市民による管理運営の可能性について協議する為、「地域交流センター運営協議会」を平成16年に設立、その後、「地域交流センター運営協議会」を母体に、「NPO法人ゆう」を平成18年2月に設立し、平成18年7月1日に指定管理者に指定されます。建物の名称は、「砂川市地域交流センターゆう」で子どもから、高齢者まで集う府中市の文化センターと同様の複合施設になります。

指定管理料については平成21年度決算で、維持管理費が22,994,884円、人件費が18,900,000円、自主事業費が5,000,000円、その他事務費として1,140,000円で計48,034,884円となります。施設の維持管理費に必要な経費については、市が全額負担とする。なお、維持管理費のうち、施設及び機器の大規模修繕に係る経費支出については市が直接その業務を行うものとし、それ以外の維持管理費用は委託料に積算し指定管理者に支払うこととしますが、指定管理者は年度末に当該費用の決算を行い契約変更により清算することとしております。

人件費については、市が施設の管理・運営に必要と認める体制を維持するための人件費については、委託料として負担します。22年度は、プラス2名の正職員をNPO法人の負担で雇っています。委託料での負担は、計5名だが、現状は7名体制で運営しております。

自主事業費については、地域交流センターにおいて、様々な世代が集い交流を促進し、新たな人の流れと賑わいを創出する事業は、施設を運営する者が主体となって行う自主事業と、様々な団体が主体となって行う貸館事業の二つに大別されます。この内、従来の公共施設における自主事業については、事業の実施に必要となる財源を行政が全て(入場料収入を除く)負担する方法が主となっていますが、地域交流センター運営協議会が主体となって行う事業は、市から支援される一定の財源を基に、施設の整備目的を達成するために、自らの事業の内容を企画し、実施に必要な財源を施設の運用や市民等の協力・支援及び各種文化芸術等に関する補助制度を活用し、必要となる財源を得て自主事業を実施しようとするものと考えています。府中市との大きな違いは、基本的に、貸館事業に置いては有料となっており収入源の一つとなっています。無料で利用できるのは、市の主催事業とその他特別に認めるものとなります。

利用者が金額の免除を受けるためには、ボランティアに参加しエコマネーを得てそのポイントに応じて部屋の利用料の減免を受ける事が出来ます。

その他の事務費としましては、施設の日常的な管理運営に係る事務を円滑に進めるために、需用費、通信運搬費等の事務経費は、市が必要と認める額を委託料として負担します。

維持管理費については、毎年度末清算をしておりますが、人件費・自主事業費については、4年間固定し、過去3年間の実績を基に4年毎に精査し、見直すことにしております。

使用料収入に関しては、全額地域交流運営協議会の収入とし、自主事業を実施する為の財源となっています。また、目標収入額については、以前あった市民会館の過去3ヵ年の平均収入額の150%に設定し4年間固

定の後、過去3年間の実績を基に4年毎に新たな目標額を設定するとしております。

基本的な施設運営については、22年度は計7人の事務局で運営されています。その他の事業等の運営等については、理事会・正会員約50名の無償によるボランティアで運営されています。このボランティアに対し、エコマネーを発行し、部屋利用の促進ボランティアの促進に力を入れています。ボランティアの種類は、事務所の当番から子どもゾーンの監視、事業時のもぎり、炊き出し、草むしり、木の剪定など様々で、府中市に当てはめると、夜間・土日のシルバー人材センターへの委託、児童館指導員への賃金がかからず、全て無償のボランティアで運営されています。

つづいて小樽市についてですが、視察先は総合福祉センター老人福祉センターという複合施設で、利用できる方は、60歳以上の高齢者、児童、母子家庭の母、寡婦、身体障がい者、福祉関係団体と一部制限はありますが、複合の施設となります。高齢者向けのお風呂もあると言う事で視察先としました。こちらの施設につきましては、従来、社会福祉協議会に委託していた管理運営を、法改正に伴い、指定管理者制度導入をした施設となります。平成17年4月、小樽市公の施設の指定管理者制度の運用に関する指針、平成17年7月、小樽市総合福祉センター指定管理者選定要綱に基づき、17年度まで管理委託をしていた小樽市社会福祉協議会を平成18年度より指定管理者に定めています。指定管理料については、21年度決算で46,816,000円となります。施設の維持管理費、人件費についても市の負担となります。人員については、正規職員が7名、常勤非正規職員が1名、非常勤非正規職員が2名で計10名となります。

使用料収入については、全額、市の収入としております。入浴料の収入に関しても、市の収入としております。また、21年度の利用状況からみて、入浴者数が8,772名となっており、877,200円の収入があったと思われます。実際の収入と比べると、170人分ほど不足があります。あくまでも自己申告により支払いを求めている為、誤差が出でしまうようです。風呂運営に係る光熱水費と収入が近似値ということで、適切な利用料とな

っているとのこと。無料だけがサービスではなく、ある程度の受益者負担は必要だとの見解から利用料を取るようになったとの事です。

施設の運営については、10名の職員で運営されています。指定管理者制度導入前より委託運営をしていたため、制度の変化だけで、特に不都合は無いとの事です。

指定管理者制度を活用し、市民を指定管理者にし、市の施設から、市民の施設とし市民の認識を変えたと思います。多くの市民の参加・協力を得て、市民の自主努力を基本に効率的かつ効果的な運営を目指しております。市民の立場も、自分達の施設は自分達で守るという雰囲気が出ており、民間業者が指定管理者となる場合と全く違う運営となっています。単なる公共施設ではなく、市民が誰でもいつでも集まれる拠点作りが成功していると思われ。驚いたのは、貸館の割引制度です。府中市では委託している施設内の草刈、環境美化、児童館の見守り等、登録した市民がボランティア活動を行うことでもらえるエコマネーを活用し、割引します。当然市民もボランティアにより得をする訳ですが、指定管理者も通常支払わなければならない委託料、賃金等を支払わなくても良くなります。収入が減りますが、安くなれば貸館の回転も良く、薄利多売の見本の形が出来上がっています。また、商店街とも協力し、ポイントで貸館が割引になります。また、自主事業のチケットを持っていけば、食事の割引、ポイントの付与等、全ての連携が取れています。この施設を建設するにあたり、道営住宅の誘致、市営住宅の建設道路・上下水道の整備、特別養護老人ホームの建設、東西の分断を通路にて解消、交流センターに来れば、衣・食・住に楽しさも付け、運営も市民が積極的に参加し、全てが良い方向に進んでおり、市のコミュニティ施設の指定管理者制度導入に際しての成功例だと思われ。今後の検討の中でも、単なる指定管理者制度の導入ではなく、市民と協働できる形、コミュニティの形成を考えながら制度の活用を考えていかなければならないと考えます。砂川市、小樽市、両市共に感じたことは、市民が積極的なことだと思います。市民自らが使いやすい施設を作りたい。変えたいと思っており、それを実行に移すこと。それを強く感じま

した。以上で北海道、砂川市・小樽市の視察報告を終わります。

(会 長) それでは、秋田市の視察報告について、事務局からお願いします。

(事務局) 武蔵台文化センター所長の土橋です。私からは「秋田市」の視察報告をさせていただきます。資料3をご覧ください。資料3を閲覧になりながら、お聞きください。

視察先は秋田県秋田市にあります西部市民サービスセンターです。施設の管理に関しまして、指定管理者制度を導入しているということで視察に行っていました。

この施設は複合施設で、市役所の支所、公民館、コミュニティセンターなどの機能を持っています。また、備蓄倉庫を備え、災害時には避難所にもなるそうです。

もともとあった市役所の支所を改築して、サービスセンターを建設しました。3ページをご覧ください。サービスセンターの運営にあたり、秋田市が掲げた2本の柱が「市民協働」と「都市内地域分権」です。市民協働は、自治会をはじめとする地域づくり組織を支援すること。都市内地域分権は、身近なサービスを身近な場所で提供する。地域の課題は地域で解決するというものです。

この2点を念頭に、サービスセンターの運営を検討した結果、地域づくり組織を指定管理者とし、また、市民窓口機能を拡充させました。

4ページをご覧ください。指定管理者となった地域づくり組織は「住民自治協議会」という名称です。構成組織はご覧のとおりです。

5ページをご覧ください。指定管理をしている範囲についてご説明します。ここのサービスセンターは部分的に指定管理制度を導入しています。会議室や料理室、体育室などの貸出施設の管理運営と地域対象の自主事業運営です。

一方、市が直接行う業務は次のとおりです。6ページをご覧ください。住民票交付、保険証・医療証の発行などの市民窓口、清掃委託や警備委託契約をはじめとしたサービスセンターの維持管理、子育て交流広場の運営などです。

市民窓口業務としては、府中市でいう東西の出張所、白糸台文化センタ

一と西府文化センターのもつ機能よりも多岐にわたっています。地域の道路修繕なども、ある程度のものはこのサービスセンターで処理をするそうです。

サービスセンターの所長には部長職を配置しており、一定の権限を置いているそうです。

7ページをご覧ください。住民自治協議会の運営についてです。協議会の収入は、市からの指定管理料、約900万円。印刷機の使用料、自動販売機販売手数料、広告掲載料など90万円程度だそうです。

一方、支出は、施設貸出業務を取り扱う事務員、有償ボランティアの人件費、自主事業の運営費です。

事務員は、協議会が直接雇用している方で、平日の日中、勤務しています。平日の夜間、土日については地域の有償ボランティアの方をお願いしているそうです。

8ページをご覧ください。最後に、指定管理者制度を導入した効果についてです。施設の利用件数や市民窓口の利用件数は増加したそうです。また、住民自治協議会を指定管理者としたことで、市民協働の推進を図れたということです。

一方、人件費を含め、コストの面では従来よりも高くなりました。支所であったころよりも市民窓口業務を拡充していますし、引き続き市の直営で業務を行っていますので、職員の配置を増やしています。

まとめになりますが、秋田市の指定管理者制度は、施設管理の一部に導入し、目的がコスト削減というところではなく、市民協働の推進という部分に重きを置いたということです。

以上で、秋田市西部市民サービスセンターへの視察報告を終わります。

(会長) ありがとうございます。ただいま説明のありました秋田市の視察報告について、ご質問はございますか。

(委員) 市民窓口を充実させたとありますが、具体的に何を充実させたのですか。

(事務局) これまでは、住民票の交付、印鑑証明書の発行などの業務は支所でやっていたのですが、先ほど例にあげました道路の修繕などこれまでは行ってい

なかった業務をセンターの方で業者を手配して、予算を持って活動できるということで、対応する職員も増やしています。

(委員) それは指定管理者制度を導入しなくてもそのことは可能だったということですか。

(事務局) はい。業務の充実化については地域分権という観点から、現場に近いところで業務を行うようになりました。

(委員) センター利用件数が増加したとありますが、指定管理者制度導入によって利用件数が増加した要因は何ですか。

(事務局) これまでは、部屋の貸出業務は市役所の職員が受付を行っていたのですが、指定管理者制度に移行し、窓口で住民の方が受付するようになり、自分達の身近な施設という感覚が増えたというのが要因ではないかとおっしゃっておいりました。背景として、秋田市が合併により大きくなったことに伴い、都市内分権、指定管理者制度導入による市民協働を目的としておいりました。これまでは行政の職員だけで運営していたところに、地域の方にコミュニティを作っていただいてコミュニティセンターを運営してもらうことによって、まず市民に施設を知ってもらうという目的もありました。利用件数の増加については、地域の方が直接運営をして親しみやすくなったという部分は見受けられました。

3 ページ目の地域づくり組織の支援ということで、これまで利用してこなかった団体もこの施設を知るようになって稼働率、利用率があがったということも考えられると思います。

(委員) 秋田市は複数ある施設のうち、1つだけに指定管理者制度を導入し、コミュニティセンターとなったのですか。

(事務局) 最終的に7つのセンターを作る計画になっているそうです。視察に行った西部市民サービスセンターが1つ目です。

### 3 グループディスカッション

(会長) 3センターの所長の皆さん、ありがとうございました。次に議題の(2)「グループディスカッション」について、事務局からお願いします。



(事務局) それでは、「グループディスカッション」のご説明をさせていただきます。本日の視察報告を聞き、府中市の文化センターとの比較を考えたいうえで、話し合いを行っていただきたいと思います。

今までの協議会でご説明をした、複合施設であるが故の各種条例、白書に基づく施設の利用状況なども参考にいただければと思います。

なお、ここで考えていただいたご意見等は、次回の協議会でさらに議論をし、委員の皆様へ「文化センターへの指定管理者への導入の可否」を検討し、そこで本協議会での一定の結論を出していただきたいと思います。

本日は、3つのグループに分けさせていただき、お話をさせていただいた上で、ご自身の感想や意見等を出していただければと思います。グループ分けにつきましては、皆様の席順で決めさせていただきました。

説明は以上です。

(会長) それでは、グループに分かれていただいて、話し合いをお願いしたいと思います。

なお、議論の焦点は、現状での文化センターにおいて、指定管理者制度の導入が可能かどうかとなります。

よろしく申し上げます。

(※グループディスカッション)

#### 4 その他

(会長) それでは、時間となりましたので、次第の3、その他について事務局からお願いします。

(事務局) それでは、次回協議会の日程のお知らせを行いたいと思います。次回の第7回協議会は、12月10日(火)の午前10時から、北庁舎第6会議室となります。第8回協議会は、1月28日(火)午前10時から、北庁舎第2会議室となります。

議題につきましては、第7回協議会は「指定管理者制度導入の可否の具体的検討」を、第8回協議会は「中間報告書の検討」でございます。

以上でございます。

(会 長) それでは、第7回の協議会は12月10日(火)、第8回の協議会は1月28日(火)となりますのでご協力をお願いいたします。

以上をもちまして、第6回府中市文化センターあり方検討協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。